

## 日本学生支援機構奨学金 第二種奨学金の継続貸与（休学中の学生対象）について

現在、第二種奨学金の貸与を受けている者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者で、学長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者については、休学中も貸与を最大1年継続できます。

資料請求をしたうえで、必要書類を奨学金窓口へ提出してください。期限を経過した場合はお手続きができませんので、ご注意ください。

### (1) 対象学種

学部生

### (2) 対象者の要件

次の①～③の全てを満たす学生が対象となります。

①2020年度に第二種奨学金の貸与を受けている者

②新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2020年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者

※2020年4月以降、既に休学し当該活動を行っている者も対象です

※申請時点で既に復学し、2020年度末までに当該活動を行わないことが確定している者は対象外です。

③②の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を学長が認める者

※「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

### (3) 提出書類

- ・「休学时奨学金継続願」
- ・「ボランティア活動に従事していることが分かる証明書類」

### (4) 貸与期間

活動を開始した月から最大1年間

### (5) 学内提出期限

2020年12月25日（金）

※期限を経過した場合はお手続きができませんので、ご注意ください。

### (6) 提出等にかかる留意点

①前記(3)の願出の活動内容を選択のうえ、活動内容詳細欄に次の2点を記載してください。

- ・「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に休学し活動（具体的に記載）を行うこと」
- ・「奨学金の継続が必要であること」

②断続的に活動を繰り返している場合に生じる活動停止期間についても、有意義な活動期間の一部として学長が認める場合は、貸与を受けることができます。

③対象者について、復学後に卒業延期となる場合は「第二種奨学金貸与期間延長願」を提出することができます。

④活動期間終了後も引き続き休学する場合は、「休学时奨学金継続願」の活動期間及び休学期間に基づき、日本学生支援機構において活動期間終了年月の翌月から休止処理を行います。なお、活動期間を延長する場合や休学期間を短縮する場合は奨学金窓口にご連絡ください。

⑤当該休学期間における継続貸与期間は、最大1年間です。活動期間開始年月から1年を超えて休学する場合は、上記④と同様に日本学生支援機構において休止処理が行われます。

以上

### 【お問い合わせ先】

学生課 日本学生支援機構奨学金窓口

Tel：078-796-4131 ※受付時間：平日 9:00～17:45

<2020年12月26日（土）～ 2021年1月3日（日）までは事務局休業>